

## 次世代活動者育成支援事業 募集要項

### 1 趣 旨

若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金(次世代活動者育成支援事業)の交付を希望する団体を募集します。

※令和8年度における本事業の実施は、令和8年2月定例県議会における予算の成立を条件とします。

### 2 募集する取組

1 補助事業の内容	出品者・出演者が高校生以下かつ5名以上である作品展示・舞台公演・県外又は国外を会場とする事業及びこれに付随して行われるワークショップ等。  ※高校生以下には、令和8年4月2日から令和9年4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する者を含みます。なお、県外・国外を会場とする事業に限り、出品者・出演者に大学生も含めることができます。 ※プロを客演として招へいするものではないこと。ただし、プロとの共演又は共催が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合は除きます。
2 補助対象者	鳥取県内に活動の本拠を置く文化芸術団体 ※生業として開設されている「おけいこ教室」等、営利目的の団体は除きます。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く。)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(会場が県外・国外の場合に限り、交通費及び宿泊費)。  ※実施団体又は共催団体の構成員(構成員が所属する団体、事業者等を含む)以外への支出と認められる経費に限りです。 ※交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるもの(広報用チラシなど)については、補助対象経費として認めるものとします。 ※補助対象経費の詳細については、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱 別表1及び様式第2号収支予算(決算)書の注をご覧ください。補助対象経費として挙げられていない経費は、対象外です。
4 補助率・上限額	1/2(上限額15万円) ※大規模事業(要件あり)・県外で行われる事業に限り、上限額30万円。 ※国外で行われる事業(参加者10名以上)に限り、上限額70万円。 ※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。

※詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

### 3 募集期間及び補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和8年3月9日(月)から 4月6日(月)まで	令和8年4月11日(土)から 令和9年3月31日(水)まで
2次募集	令和8年7月1日(水)から 7月31日(金)まで	令和8年8月22日(土)から 令和9年3月31日(水)まで

※補助対象となる事業期間以前に実施(完了)した活動に係る経費については補助対象となりません。

※2次募集については、予算の状況により募集しない場合があります。その場合は、6月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

## 4 申請方法及び補助対象事業の決定方法

### (1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください。

- ア 交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 申請者活動状況調べ
- オ その他申請事業の参考となる資料

### (2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「6 窓口・問合せ先」へご相談ください。

### (3) 申請書類の提出方法

「3 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※募集期間最終日の午後5時必着。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

### (4) 補助対象事業の決定について

文化政策課において審査を行い、補助対象事業を決定します。応募状況により、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

## 5 その他留意事項

- 補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「令和8年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金助成事業」と記載してください。
- 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、実績報告をしてください。

## 6 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域社会振興部文化政策課  
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)  
電話 0857-26-7843/ファクシミリ 0857-26-8108  
電子メール [bunsei@pref.tottori.lg.jp](mailto:bunsei@pref.tottori.lg.jp)  
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

